

## 議案第70号

甲府市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に、「次条第2項」を「次条」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「（運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域

包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員の配置に関する基準に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。